

地方公共団体と株式会社における監査機関について

内部の監査機関の比較

- 本資料中、株式会社に係るものについては、「公開会社」、「大会社」で、かつ、会計参与を設置しないものを前提にしている。
- 本資料中、地方公共団体に係るものについては、都道府県であることを前提にしている。
- 本資料中、地方公共団体の監査委員による監査については、株式会社との比較のため、いわゆる財務監査・行政監査、決算審査のみを取りまとめている。
- 地方公共団体に係る法律上の根拠条文は、地方自治法のものである。
- 株式会社に係る法律上の根拠条文は、会社法のものである。

監査機関の構成等

地方公共団体・監査委員

○ 人数 (§ 195②)

- ・ 都道府県・人口25万以上市 4人
- ・ その他市・町村 2人

※ 条例により識見委員の定数を増加することができる。

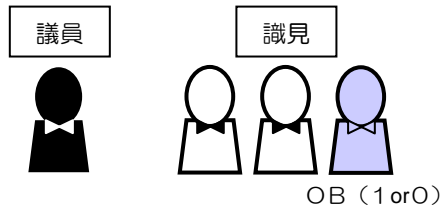
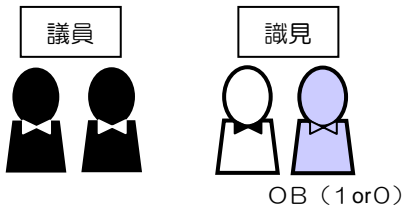
○ 構成 (§ 196①)

- ・ 識見を有する者のうちから選任される者
- ・ 議員
〔 都道府県・人口25万以上の市 2人又は1人 〕
〔 その他の市・町村 1人 〕

※ 識見を有する者から選任される監査委員のうち、当該普通地方公共団体の職員であった者の数は1人が上限

○ 任期 (§ 197)

4年



株式会社・監査役会

○ 人数 (§ 335③)

3人以上の監査役

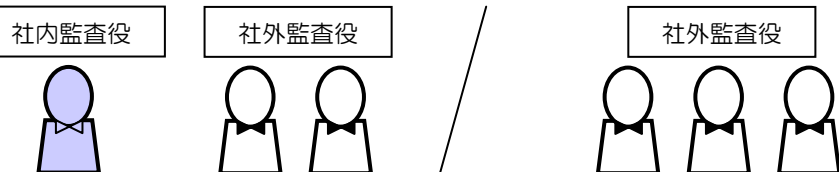
○ 構成 (§ 335③)

半数以上は社外監査役[※]

※ 過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがない監査役

○ 任期 (§ 336①)

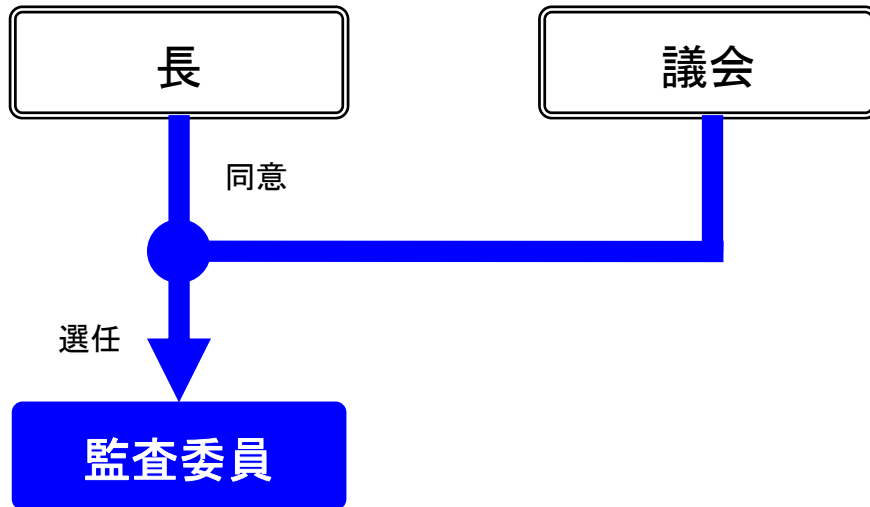
選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までの間



選任方法

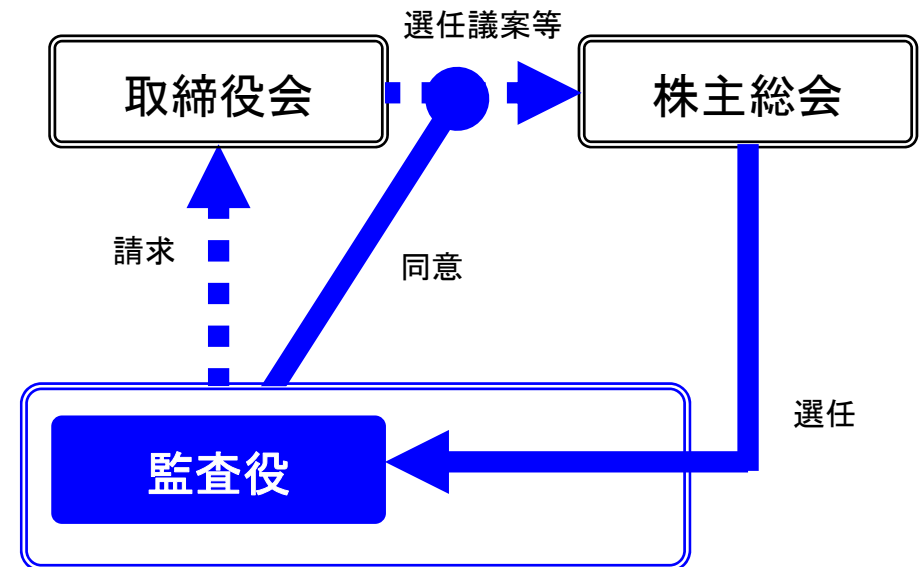
地方公共団体・監査委員

- 監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理・事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者・議員のうちから、議会の同意を得て長が選任。 (§ 196①)



株式会社・監査役会

- 監査役は、株主総会の決議をもって選任。 (§ 329①)
- 取締役が、監査役の選任議案を提出するときは監査役会の同意が必要。 (§ 343①③)
- 監査役は、取締役に対し、監査役の選任を株主総会の目的とすること、監査役の選任議案を株主総会に提出することについて請求が可能。 (§ 343②③)

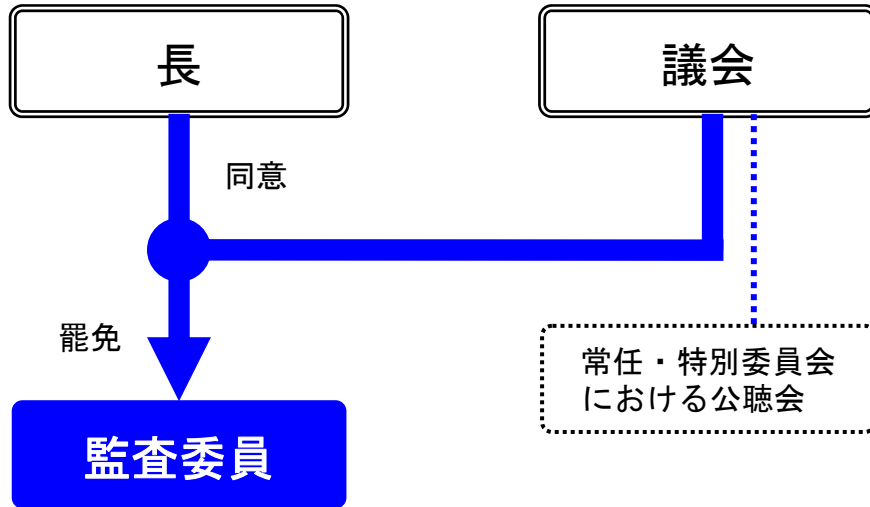


解任方法

地方公共団体・監査委員

- 監査委員は、議会の同意[※]を得て長が罷免。
(§ 197-2)

※ 議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

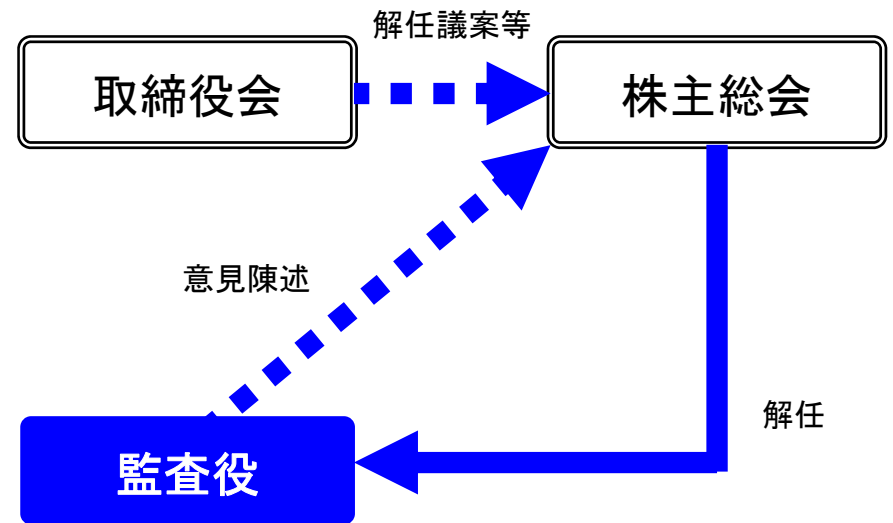


株式会社・監査役会

- 監査役は、株主総会の決議[※]をもって解任。
(§ 339①)

※ 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2をもって決議。

- 監査役は、株主総会において解任について意見を述べるることができる。(§ 345①④)



監査等の方針

地方公共団体・監査委員

- その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。(§198-3①)
- 監査をするに当たっては、地方公共団体の財務に関する事務の執行・経営に係る事業の管理、地方公共団体の事務が、最少の経費で最大の効果を挙げているか、常にその組織及び運営の合理化に努めているかどうか、特に意を用いなければならない。(§199③)

株式会社・監査役会

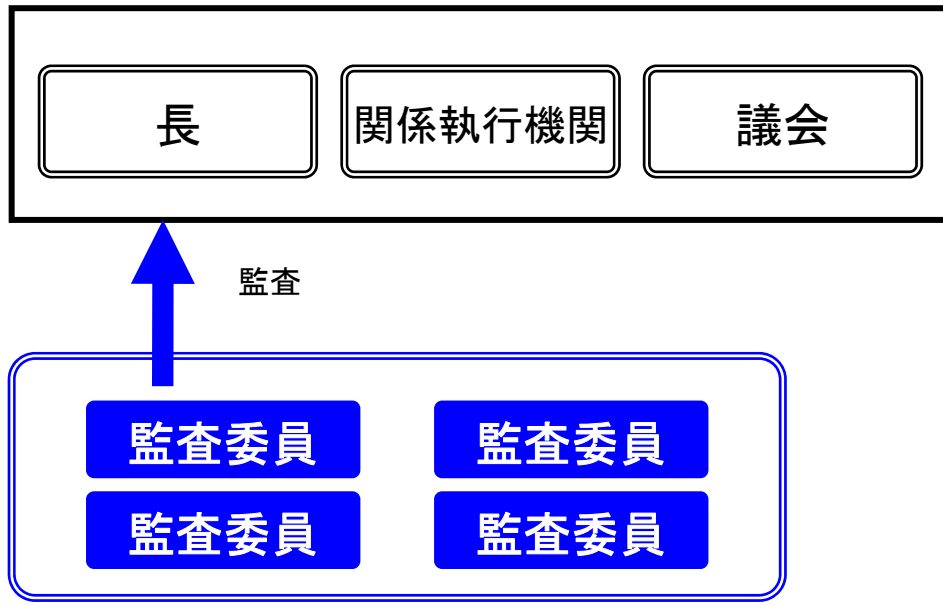
- 監査役会が決定した監査の方針、株式会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項に基づき、監査役が監査等を実施。(§390②三)
- 上記の監査役会の決定は、監査役の権限の行使を妨げることはできないもの。(§390②但書)

監査機関による監査等

地方公共団体・監査委員

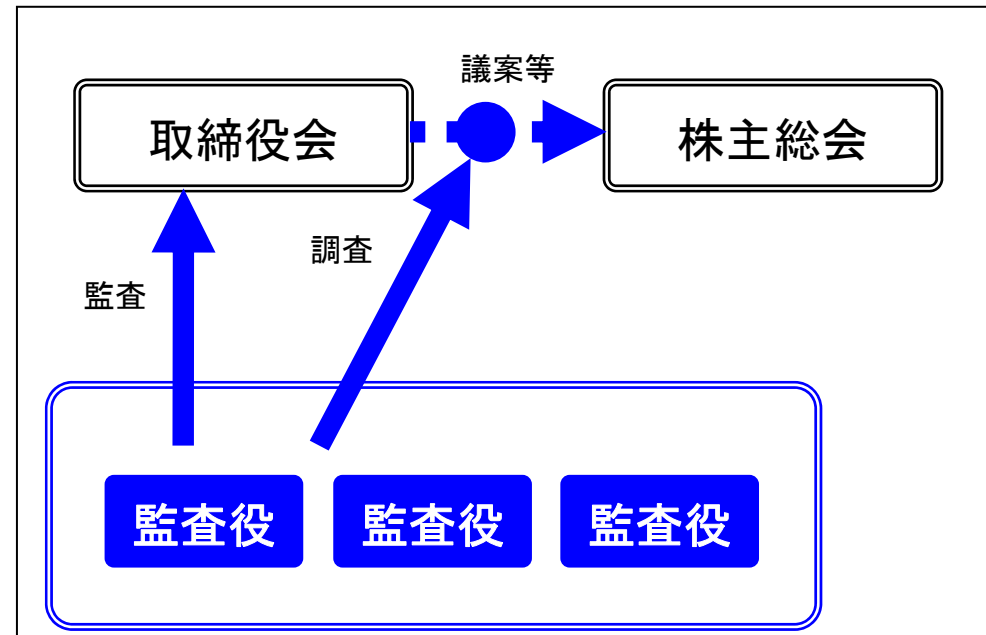
- 監査委員は、地方公共団体の財務に関する事務の執行・経営に係る事業の管理について毎年1回・随時に監査。(§199①④⑤)
- 監査委員は、地方公共団体の事務[※]の執行について随時に監査（いわゆる行政監査）。(§199②)

※ 労働委員会・収用委員会の権限に属する一部の事務を除く。



株式会社・監査役会

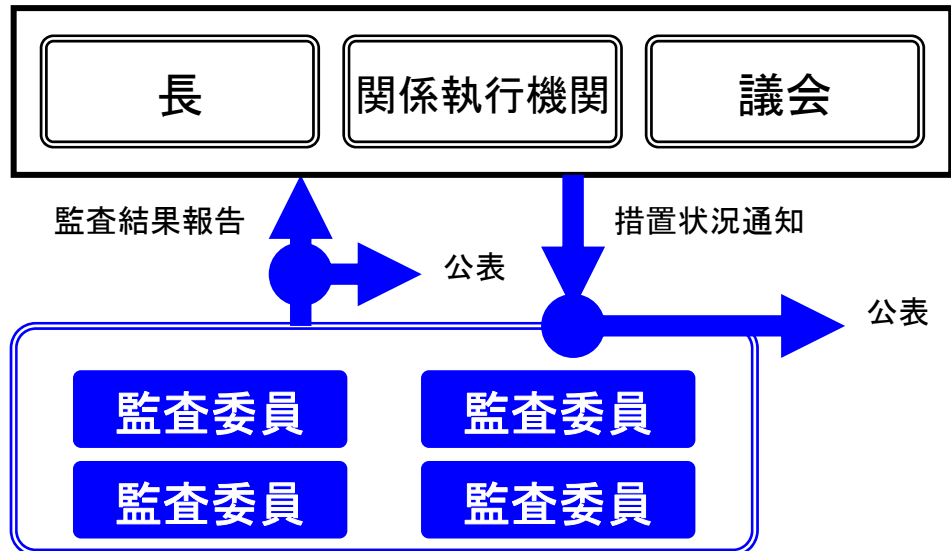
- 監査役は、取締役の職務の執行を監査。(§381①)
- 監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案等を調査。(§384)



監査結果の取扱い

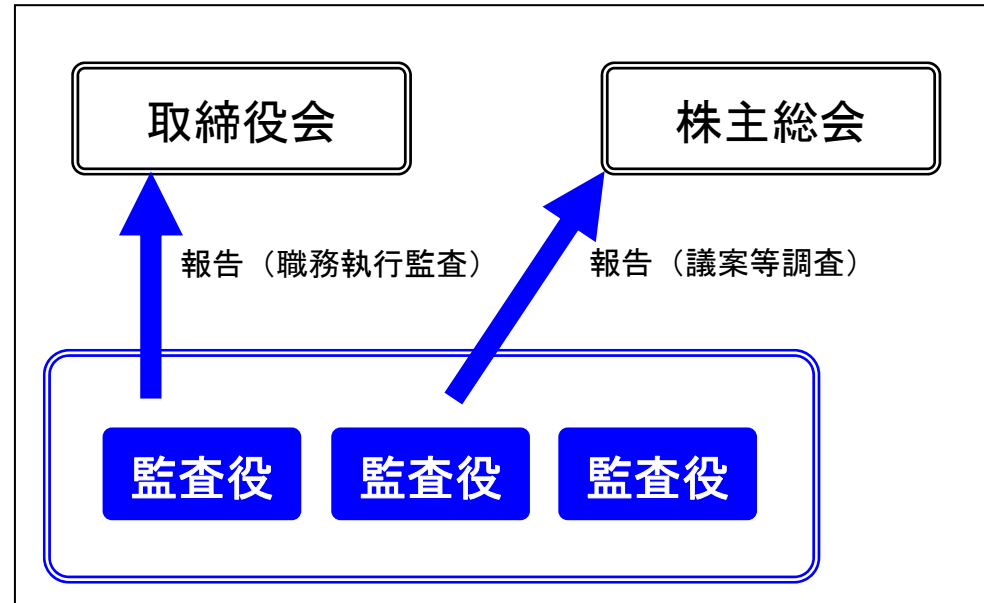
地方公共団体・監査委員

- 監査の結果に関する報告を決定し、長・議会と関係執行機関に提出し、公表。(§199⑨)
- 監査の結果に関する報告の提出を受けた長・議会と関係執行機関は、当該監査の結果に基づき、又は参考として措置を講じたときは、監査委員へ通知し、監査委員はこれを公表。(§199⑫)



株式会社・監査役会

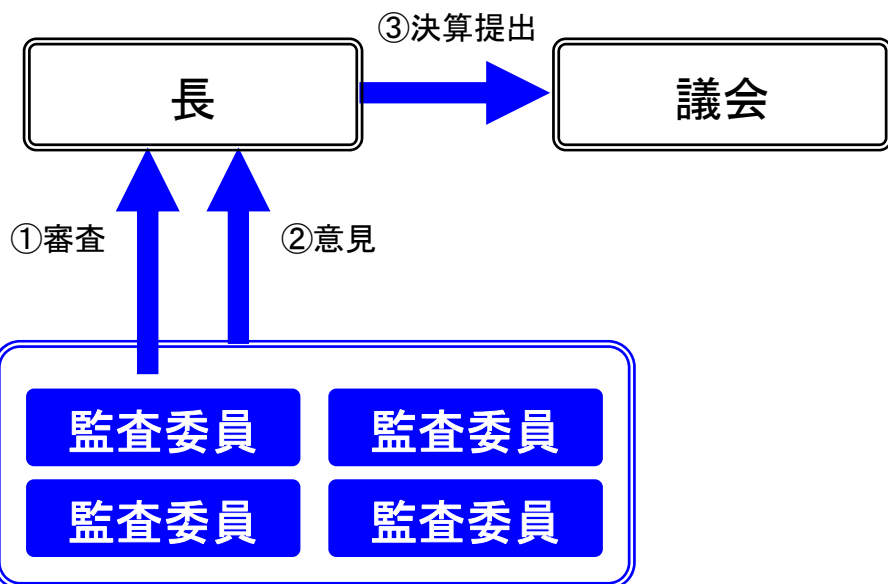
- 監査役は、取締役の職務の執行を監査したときは、監査報告を作成。(§381①)
- 監査役は、取締役による不正な行為、法令・定款に違反する事実・著しく不当な事実があると認めるときは取締役会に報告。(§382)
- 監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案等について法令・定款に違反・不当な事実がある場合、株主総会へ報告。(§384)



決算書類の審査等

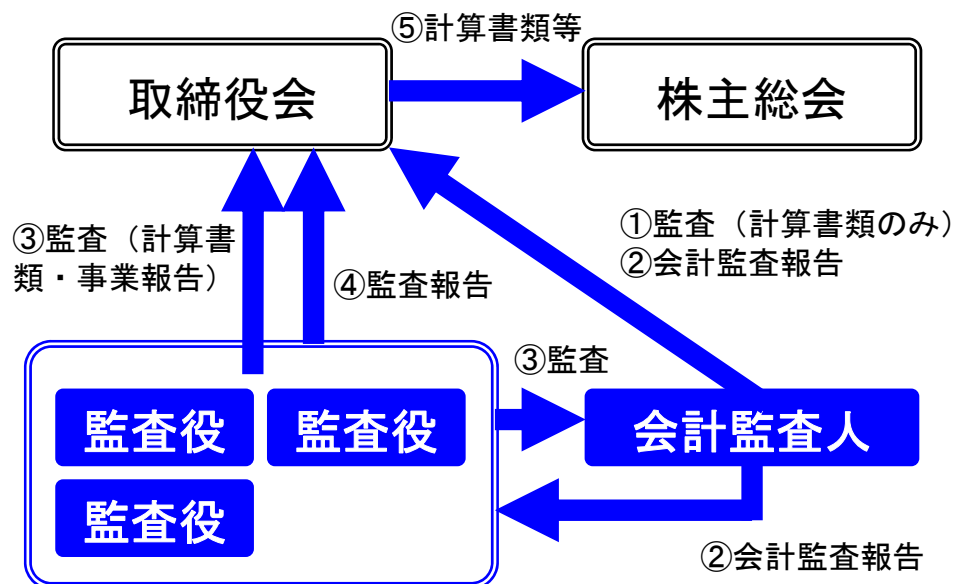
地方公共団体・監査委員

- 長は、会計管理者が調製した決算を監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会へ提出し、議会が認定。（§ 233①~④）



株式会社・監査役会

- 各事業年度の計算書類（貸借対照表、損益計算書等）を会計監査人が監査し、会計監査報告を監査役会・取締役会に提出。（§ 396①、§ 436②）
- 各事業年度の計算書類・事業報告と会計監査報告を監査役が監査し、監査報告を取締役に提出。取締役が定時株主総会へ計算書類等を提出し、計算書類について定時株主総会が承認。（§ 436①②、§ 437、§ 438）



外部の監査機関の比較

- 本資料中、株式会社に係るものについては、「公開会社」、「大会社」で、かつ、会計参与を設置しないものを前提にしている。
- 本資料中、地方公共団体に係るものについては、包括外部監査契約を締結しているもので、財政援助団体等監査を行えることを条例に定めていないものを前提にしている。
- 地方公共団体に係る法律上の根拠条文は、地方自治法のものである。
- 株式会社に係る法律上の根拠条文は、会社法のものである。

選任資格等

地方公共団体・外部監査人

○ 選任資格 (§ 252-28①②)

地方公共団体の財務管理・事業の経営管理
その他行政運営に関し優れた識見を有する者で
次の資格を有するもの。

- ・ 弁護士 (弁護士となる資格を有する者を含む。)
- ・ 公認会計士 (公認会計士となる資格を有する者を含む。)
- ・ 国の行政機関において会計検査に関する
行政実務に従事した者
- ・ 地方公共団体において監査・財務に関する
行政実務に従事した者であって、監査に
関する実務に精通している者
- ・ 税理士 (税理士となる資格を有する者を含む。) (※外部監査
契約を円滑に締結し又はその適正な履行を確保するため必要と認め
るときに限る。)

○ 契約期間 (§ 252-36③)

1年 (連続して3回まで)

株式会社・会計監査人

○ 選任資格 (§ 337①)

- ・ 公認会計士
- ・ 監査法人

○ 任期 (§ 338①②)

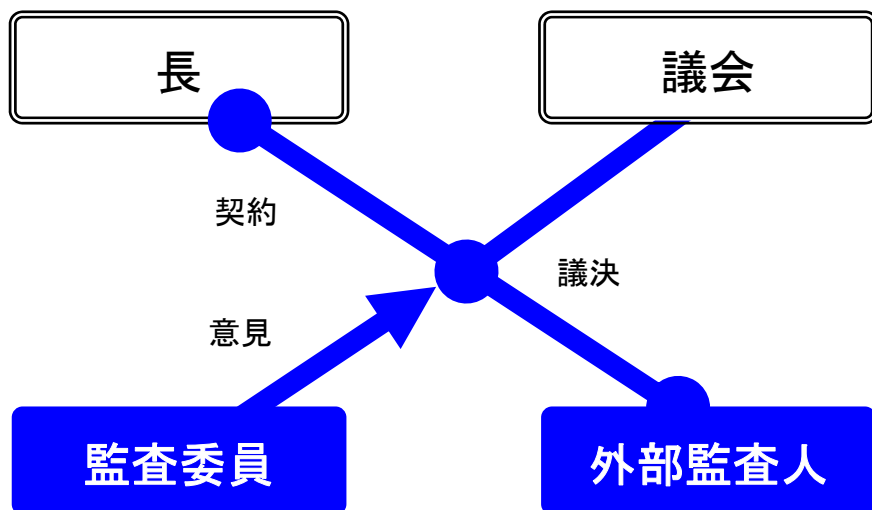
選任後1年以内に終了する事業年度のうち
最終のものに関する定時株主総会の終結の時ま
での間

※ 上記定時株主総会において別段の決議がされなかったときは再任。

選任方法

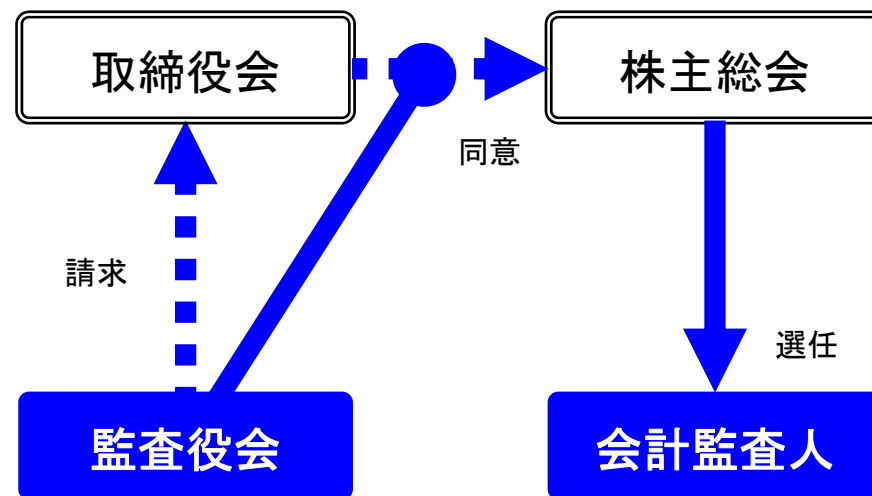
地方公共団体・外部監査人

- 長が、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経て、長が外部監査契約を一の者と締結。 (§ 252-36①)



株式会社・会計監査人

- 株主総会の決議によって選任。 (§ 329①)
- 取締役が、会計監査人の選任議案を提出するときは監査役会の同意が必要。 (§ 344①③)
- 監査役は、取締役に対し、会計監査人の選任を株主総会の目的とすること、会計監査人の選任議案を株主総会に提出することを請求することが可能。 (§ 344②③)



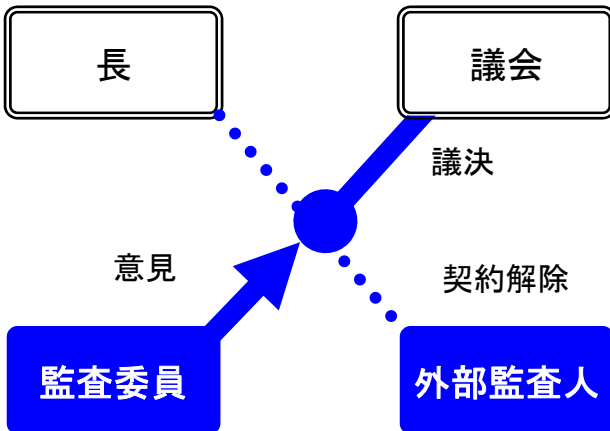
解任方法

地方公共団体・外部監査人

- 長が、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、その意見を付けて議会の同意を得て、外部監査契約を解除^{*}。（§ 252-35②）

※ 契約解除要件

- ・ 心身の故障のため監査の遂行に堪えないと認めるとき
- ・ 外部監査人に地方自治法等の規定又は契約に係る義務に違反する行為があると認めるとき
- ・ 外部監査契約を締結していることが著しく不相当と認めるとき



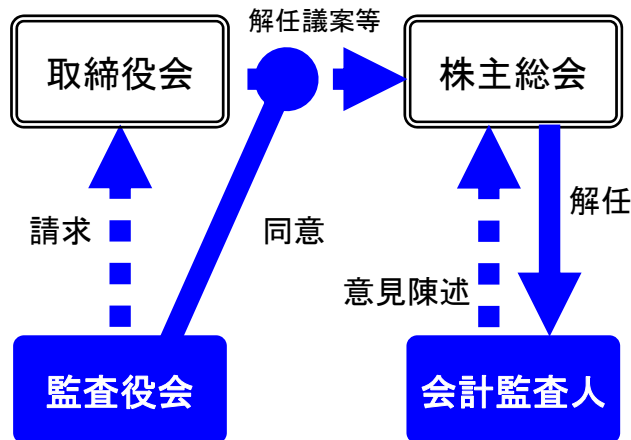
株式会社・会計監査人

- 株主総会の決議をもって解任。（§ 339①）
- 取締役が、会計監査人の解任・再任しないことを株主総会の目的とするには、監査役会の同意が必要。また、監査役会はこれらの行為を取締役に請求が可能。会計監査人は、株主総会において解任について意見陳述が可能。（§ 344①～③、§ 345①③⑤）
- 監査役会は、会計監査人の解任^{*}が可能。解任したときは、次の株主総会へ報告。解任された会計監査人は、解任後最初の株主総会に出席して解任について意見陳述が可能。（§ 340①～④、§ 345②③⑤）

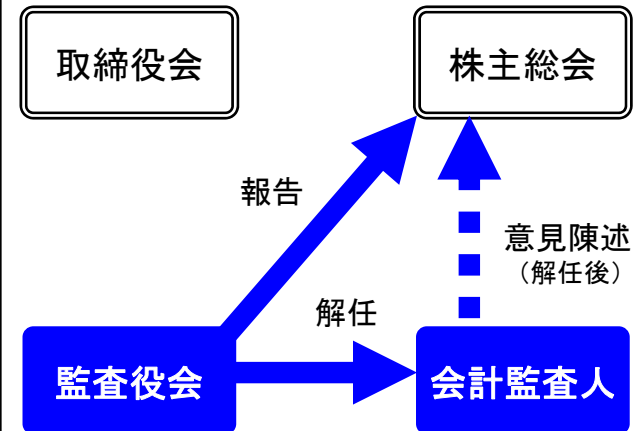
※ 監査役による解任要件

- ・ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- ・ 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- ・ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

株主総会の決議による場合



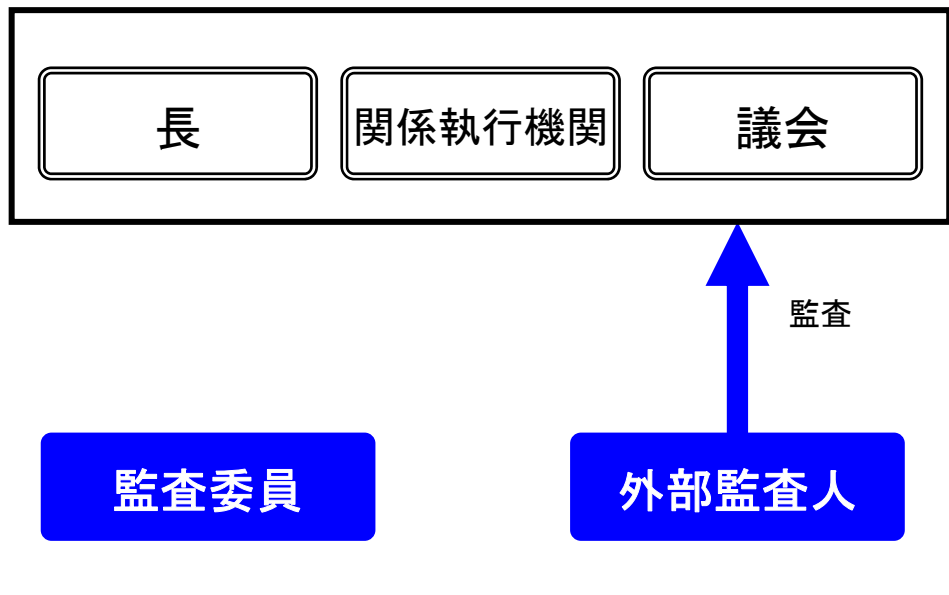
監査役会による場合



外部の監査機関による監査等

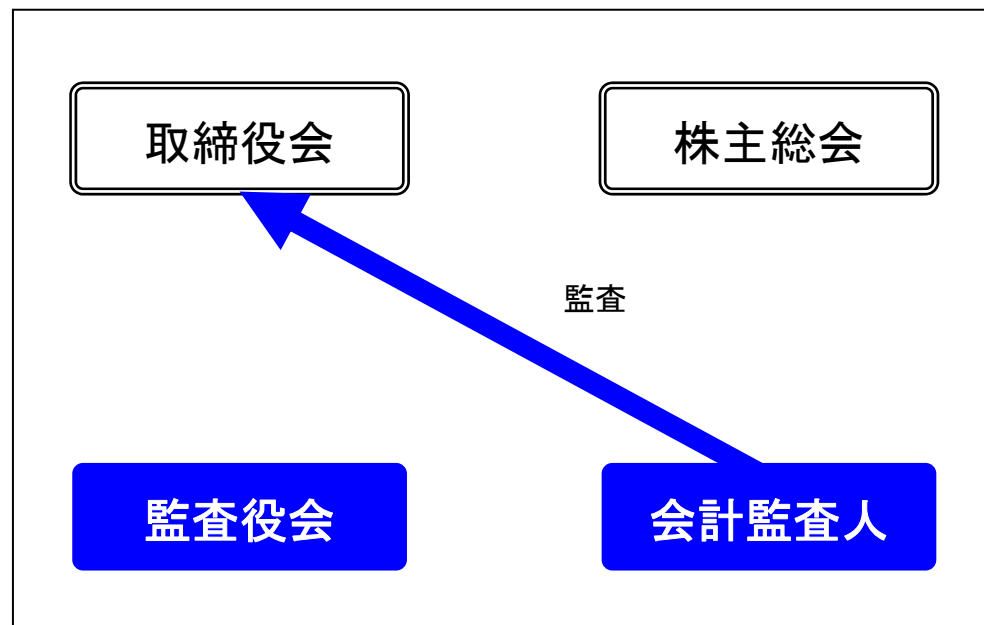
地方公共団体・外部監査人

- 地方公共団体の財務に関する事務の執行・経営に係る事業の管理のうち、契約期間内に少なくとも1回以上、特定の事件について監査。（§252-37①）



株式会社・会計監査人

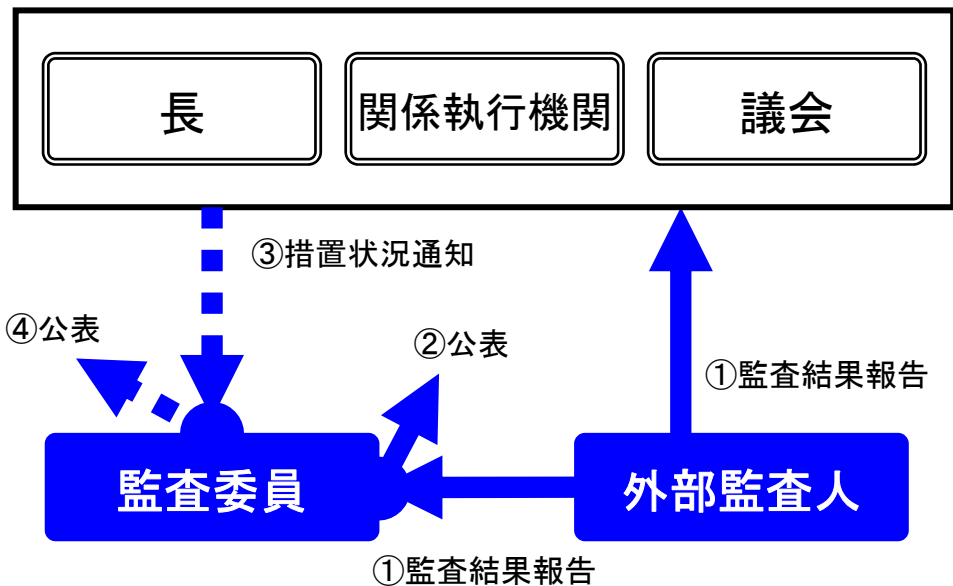
- 会計監査人は、各事業年度の計算書類（貸借対照表、損益計算書等）を監査。（§396①、§436②）



監査結果の取扱い

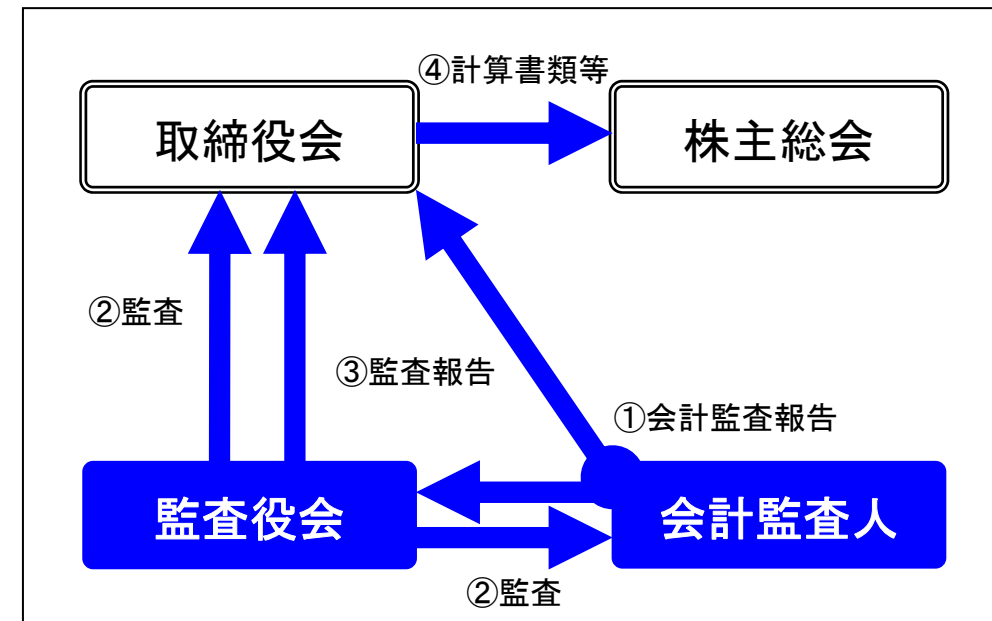
地方公共団体・外部監査人

- 監査の結果に関する報告を決定し、議会・長・監査委員・関係執行機関に提出し、監査委員が公表。(§ 252-37⑤、 § 252-38③)
- 監査の結果に関する報告の提出を受けた長・議会と関係執行機関は、監査の結果に基づき、又は参考として措置を講じたときは、監査委員へ通知し、監査委員はこれを公表。(§ 252-38⑥)



株式会社・会計監査人

- 会計監査人は、会計監査報告を監査役会・取締役会に提出。
- 各事業年度の計算書類・事業報告と会計監査報告を監査役が監査し、監査報告を取締役に提出。取締役が定時株主総会へ計算書類等を提出し、計算書類について定時株主総会が承認。(§ 436②、 § 437、 § 438)



(参考) 株式会社の機関設計

株式会社の種類と機関設計

○ 株式会社の種類

大会社	(中小会社)
①最終事業年度の貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上か、②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である株式会社	貸借対照表の資本金が5億円未満であり、かつ、負債の合計額が200億円未満である株式会社
公開会社	(非公開会社)
発行する全部又は一部の株式を会社の承諾なしに自由に譲渡できる会社	発行する全部の株式について譲与により取得するには会社の承認を必要とする会社

○ 機関設計の選択肢

「公開」「大会社」	「非公開」「大会社」
① 取締役会＋監査役会＋会計監査人 ② 取締役会＋三委員会＋会計監査人	① 取締役＋監査役＋会計監査人 ② 取締役会＋監査役＋会計監査人 ③ 取締役会＋監査役会＋会計監査人 ④ 取締役会＋三委員会＋会計監査人
「公開」「中小会社」	「非公開」「中小会社」
① 取締役会＋監査役 ② 取締役会＋監査役会 ③ 取締役会＋監査役（＋会計監査人） ④ 取締役会＋監査役会（＋会計監査人） ⑤ 取締役会＋三委員会＋会計監査人	① 取締役 ② 取締役＋監査役（会計監査権限のみ） ③ 取締役＋監査役 ④ 取締役＋監査役（＋会計監査人） ⑤ 取締役会＋監査役（会計監査権限のみ） ⑥ 取締役会＋監査役 ⑦ 取締役会＋監査役会 ⑧ 取締役会＋監査役（＋会計監査人） ⑨ 取締役会＋監査役会（＋会計監査人） ⑩ 取締役会＋三委員会＋会計監査人

○ 機関の設置に関する会社法上の規定

○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）

（株主総会以外の機関の設置）

第三百二十六条 株式会社には、一人又は二人以上の取締役を置かなければならない。

2 株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人又は委員会を置くことができる。

（取締役会等の設置義務等）

第三百二十七条 次に掲げる株式会社は、取締役会を置かなければならない。

- 一 公開会社
- 二 監査役会設置会社
- 三 委員会設置会社

2 取締役会設置会社（委員会設置会社を除く。）は、監査役を置かなければならない。ただし、公開会社でない会計参与設置会社については、この限りでない。

3 会計監査人設置会社（委員会設置会社を除く。）は、監査役を置かなければならない。

4 委員会設置会社は、監査役を置いてはならない。

5 委員会設置会社は、会計監査人を置かなければならない。

（大会社における監査役会等の設置義務）

第三百二十八条 大会社（公開会社でないもの及び委員会設置会社を除く。）は、監査役会及び会計監査人を置かなければならない。

2 公開会社でない大会社は、会計監査人を置かなければならない。

※ 会社法上の株式会社の種別の定義（会社法第2条）

○ **公開会社** その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう。

○ **大会社** 次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社をいう。

- ・ 最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が五億円以上であること。
- ・ 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上であること。

○ **取締役会設置会社** 取締役会を置く株式会社又はこの法律の規定により取締役会を置かなければならない株式会社をいう。

○ **会計参与設置会社** 会計参与を置く株式会社をいう。

○ **監査役設置会社** 監査役を置く株式会社（その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるものを除く。）又はこの法律の規定により監査役を置かなければならない株式会社をいう。

○ **監査役会設置会社** 監査役会を置く株式会社又はこの法律の規定により監査役会を置かなければならない株式会社をいう。

○ **会計監査人設置会社** 会計監査人を置く株式会社又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない株式会社をいう。

○ **委員会設置会社** 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く株式会社をいう。

委員会設置会社の概要

- 取締役会に、それぞれの構成員の過半数を社外取締役とする指名委員会・監査委員会・報酬委員会を設けることにより、取締役会の監督権限を強化。
- 業務執行を担当する執行役を設け、取締役会が執行役に対して決議事項を大幅に委任することができることにより、機動的な業務決定が可能。

取締役会

取締役会の職務権限

- ・ 株式会社の業務執行の決定（経営の基本方針、執行役の職務の分掌・指揮命令の関係等）
- ・ 執行役・取締役の職務の執行の監督

選任・解任、監督

代表執行役

執行役

- ・ 取締役からの委任事項
- ・ 会社の業務執行

会計監査人

指名委員会

取締役の選定・解任に関する議案内容を決定

監査委員会

取締役・執行役の職務執行の監督・監査など

報酬委員会

取締役・執行役の個人別の報酬を決定

※ 各委員会の委員の過半数は社外取締役

選定・解職